平成２３年（フ）第２１１号
岐阜県美濃市1782番地４
債務者　中嶋　　孝
1　決定年月日時　平成23年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３１６号
岐阜県羽島郡岐南町徳田１丁目50番地
債務者　青木　一子
1　決定年月日時　平成23年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３２５号
岐阜県本巣郡北方町高屋伊勢田１丁目64番地
債務者　美容室ネスパこと　佐藤　　歩
1　決定年月日時　平成23年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３４２号
岐阜県本巣郡北方町北方1857番地　Ｓ１－711
債務者　坂田　祐子
1　決定年月日時　平成23年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３６６号
岐阜県関市赤渕９番地16
債務者　細野　年子
1　決定年月日時　平成23年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４３号
秋田県大仙市大曲須和町１丁目３番５号
債務者　鈴木るみ子
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２３年（フ）第１４２号
三重県津市藤方2624番地３
債務者　谷口　晃大
1　決定年月日時　平成23年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１４４号
三重県鈴鹿市東江島町27―23　ウインコート鈴鹿201、住民票上の住所三重県四日市市日永西５丁目10番６号
債務者　村田　　茜
1　決定年月日時　平成23年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１５１号
三重県津市丸之内12番16号　丸の内マンション301
債務者　小倉　栄子
1　決定年月日時　平成23年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１５３号
三重県鈴鹿市岸岡町589―２　鈴鹿厚生病院内西病棟２階、住民票上の住所三重県鈴鹿市江島台１丁目４番11号
債務者　平岡　利幸
1　決定年月日時　平成23年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１５５号
三重県鈴鹿市自由ヶ丘２丁目13番24号
債務者　竹原　秋夫
1　決定年月日時　平成23年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１５６号
三重県津市桜橋３丁目202番地
債務者　安並　美鶴
1　決定年月日時　平成23年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３０７号
大津市下阪本１丁目19番１号　ルーネス比叡205
債務者　谷口　麻季
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３２１号
滋賀県甲賀市甲南町寺庄672―４　中本美佐江方、住民票上の住所滋賀県甲賀市甲南町耕心１丁目764番地13
債務者　阪口　正二
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３２６号
大津市美空町１番８―306号
債務者　苗村佳乃子
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９７号
兵庫県宝塚市光明町21番８号　金川マンション203号、前住所兵庫県伊丹市森本５丁目103番地１
債務者　濱瀬　正一
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第８４号
広島県三原市西野２丁目15番１号
債務者　河本　　鮎
1　決定年月日時　平成23年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係